

# 令和5年度 第1回名古屋市男女平等参画推進協議会

令和5年6月5日（月）

（議題）

## 1 名古屋市男女平等参画基本計画 2025（計画期間：令和3～7年度）の推進状況について

資料 1-1 成果指標の状況

資料 1-2 審議会への女性委員の登用状況

資料 1-3 登用率（詳細）

資料 1-4 政令市における女性委員登用率比較

＜参考 1＞名古屋市審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱

＜参考 2＞名古屋市審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱の運用について

＜参考 3＞名古屋市立大学女性教員の審議会等への派遣について

資料 1-5 政令市における女性管理職登用率比較（令和4年4月1日時点）

## 2 名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）（計画期間：令和3～7年度）の推進状況について

資料 2-1 計画の推進状況

資料 2-2 名古屋市配偶者暴力相談支援センター等における相談状況

## 3 その他

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| （1）男性相談及びセクシュアル・マイノリティ電話相談の実績について | 資料3 |
| （2）男女平等参画の視点からの公的広報表現ガイドラインについて   | 資料4 |
| （3）市の施設における生理用品の配備について            | 資料5 |

（スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室 内 2234）

## 男女平等参画基本計画2025 成果指標の状況

## 目標1 性別にかかわる人権の尊重

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
「デートDV」という言葉の認知度	43.9% (R元年度)	55% (R6年度)	43.9% (R元年度)
がん検診受診率（①子宮がん・②乳がん）	①59.0% ②49.0% (R元年度)	①65% ②55% (R7年度)	①60.9% ②46.7% (R3年度)
「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉の認知度	65.5% (R元年度)	75% (R6年度)	65.5% (R元年度)

## 目標2 男女平等参画推進のための意識変革

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
男女の地位が平等と感じる市民の割合（社会全体）	19.2% (R元年度)	23% (R7年度)	15.6% (R4年度)

## 目標3 方針決定過程への女性の参画拡大

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
市の審議会等への女性委員の登用率	35.1% (R2年4月)	40%以上 60%以下 (R7年度)	35.5% (R5年4月)
市職員の女性管理職員の割合（全職種）	14.2% (R2年4月)	15% (R7年4月)	14.3% (R4年4月)
市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	16.4% (R2年4月)	19% (R7年4月)	20.4% (R5年4月)

## 目標4 雇用等における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	39.3% (R元年度)	41% (R7年度)	36.5% (R4年度)
女性の活躍推進企業認定・認証数	155社 (R元年度)	210社 (R7年度)	225社 (R5年4月)
子育て支援企業認定数	213社 (R元年度)	230社 (R7年度)	252社 (R4年度)
ワーク・ライフ・バランス推進企業認証企業数	178社 (R元年度)	210社 (R7年度)	244社 (R4年度)
市男性職員の育児休業取得率 ※次の①～③により、週休日を除き20日以上取得した場合（連続である必要はない） 「① 育児休業、② 産前8週・産後8週の間で職務専念義務免除等、③ ①及び②の組み合わせ」	15.9% (R元年度)	50% (R6年度)	32.9% (R3年度)

## 目標5 家庭・地域における男女平等参画の促進

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
平日1時間以上家事を行う有職男性の割合	24.9% (R元年度)	40% (R6年度)	24.9% (R元年度)
地域活動の委員（区政協力委員・災害対策委員）の女性比率	18.1% (R2年度)	21.5% (R7年度)	19.2% (R4年度)
名古屋が子育てしやすいまちだと思ふ人の割合	82.9% (R元年度)	84% (R7年度)	81.3% (R4年度)

## 審議会への女性委員の登用状況

## 登用率

区分	令和5年度	令和4年度	増減	40%以上の審議会数	30~40%の審議会数	30%未満の審議会数
名古屋市 92(96)	35.5%	35.8%	-0.3%	51(52)	22(20)	19(24)
	委員総数 1,977人 女性委員数 701人	委員総数 2,008人 女性委員数 719人				

数字は審議会数

( )は、令和4年4月1日現在数値

## ◆局別登用率

区分	令和5年度	令和4年度	増減	40%以上の審議会数	30~40%未満の審議会数	30%未満の審議会数
防災危機管理局 2(2)	19.7%	25.0%	-5.3%		0(1)	2(1)
	委員総数 76人 女性委員数 15人	委員総数 76人 女性委員数 19人				
総務局 6(6)	40.5%	40.5%	0.0%	5(5)		1(1)
	委員総数 37人 女性委員数 15人	委員総数 37人 女性委員数 15人				
財政局 1(1)	40.0%	40.0%	0.0%	1(1)		
	委員総数 5人 女性委員数 2人	委員総数 5人 女性委員数 2人				
スポーツ市民局11(12)	43.4%	43.5%	-0.1%	8(9)	1(0)	2(3)
	委員総数 106人 女性委員数 46人	委員総数 115人 女性委員数 50人				
経済局 1(2)	41.7%	47.1%	-5.4%	1(2)		
	委員総数 12人 女性委員数 5人	委員総数 17人 女性委員数 8人				
観光文化交流局 2(2)	40.0%	40.0%	0.0%	2(2)		
	委員総数 15人 女性委員数 6人	委員総数 15人 女性委員数 6人				
環境局 20(20)	36.2%	36.1%	0.1%	9(8)	5(4)	6(8)
	委員総数 354人 女性委員数 128人	委員総数 335人 女性委員数 121人				
健康福祉局 23(23)	32.8%	32.9%	-0.1%	7(7)	9(8)	7(8)
	委員総数 1,096人 女性委員数 360人	委員総数 1,105人 女性委員数 363人				
子ども青少年局 6(6)	44.2%	43.6%	0.6%	5(5)	1(0)	0(1)
	委員総数 77人 女性委員数 34人	委員総数 78人 女性委員数 34人				
住宅都市局 8(8)	41.7%	41.9%	-0.2%	6(5)	2(3)	
	委員総数 84人 女性委員数 35人	委員総数 86人 女性委員数 36人				
緑政土木局 3(4)	30.6%	31.3%	-0.7%	0(1)	2(2)	1(1)
	委員総数 36人 女性委員数 11人	委員総数 48人 女性委員数 15人				
上下水道局 0(1)		0.0%	0.0%			0(1)
		委員総数 5人 女性委員数 0人				
教育委員会 9(9)	46.8%	49.5%	-2.7%	7(7)	2(2)	
	委員総数 94人 女性委員数 44人	委員総数 101人 女性委員数 50人				
合計 92(96)	35.5%	35.8%	-0.3%	51(52)	22(20)	19(24)

数字は審議会数

注1)委員の数には、市職員、市議員、法人及び法令の規定により宅地の所有者等から選挙により選出する委員の数は除く。

また、その結果委員の数が1人以下になる審議会は集計から除く。

注2)各年4月1日現在、委員が未就任の審議会は除く。

## 登用率(詳細)

市職員、市会議員及び法人は集計に含めません。

名 称	令和5年4月1日現在			令和4年4月1日現在		
	総計	女性	登用率	総計	女性	登用率
名古屋市防災会議	55	10	18.2%	55	11	20.0%
名古屋市国民保護協議会	21	5	23.8%	21	8	38.1%
防災危機管理局指定管理者選定委員会	(委員未就任)			(委員未就任)		
<b>防災危機管理局(2)</b>	<b>76</b>	<b>15</b>	<b>19.7%</b>	<b>76</b>	<b>19</b>	<b>25.0%</b>
名古屋市特別職報酬等審議会	10	4	40.0%	10	4	40.0%
名古屋市行政不服審査会	4	2	50.0%	4	2	50.0%
名古屋市職員倫理審査会	6	3	50.0%	6	3	50.0%
名古屋市職員傷病審議会	9	2	22.2%	9	2	22.2%
公務災害補償等審査会	3	2	66.7%	3	2	66.7%
名古屋市公立大学法人評価委員会	5	2	40.0%	5	2	40.0%
総務局指定管理者選定委員会	(委員未就任)			(委員未就任)		
<b>総務局(6)</b>	<b>37</b>	<b>15</b>	<b>40.5%</b>	<b>37</b>	<b>15</b>	<b>40.5%</b>
名古屋市入札監視等委員会	5	2	40.0%	5	2	40.0%
<b>財政局(1)</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>40.0%</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>40.0%</b>
名古屋市空家等対策審議会	5	2	40.0%	5	2	40.0%
名古屋市町名、町界審議会	7	2	28.6%	7	2	28.6%
名古屋市指定特定非営利活動法人審査会	5	2	40.0%	5	2	40.0%
名古屋市交通安全対策会議	4	0	0.0%	3	0	0.0%
名古屋市情報公開審査会	9	4	44.4%	9	4	44.4%
名古屋市個人情報保護審議会	5	2	40.0%	7	1	14.3%
名古屋市消費生活審議会	18	9	50.0%	18	8	44.4%
名古屋市男女平等参画苦情処理委員	3	2	66.7%	3	2	66.7%
名古屋市男女平等参画審議会	15	9	60.0%	15	9	60.0%
名古屋市スポーツ推進審議会	14	7	50.0%	13	6	46.2%
障害者スポーツセンター運営審議会	21	7	33.3%	21	9	42.9%
スポーツ市民局指定管理者選定委員会	(委員未就任)			9	5	55.6%
<b>スポーツ市民局(11)</b>	<b>106</b>	<b>46</b>	<b>43.4%</b>	<b>115</b>	<b>50</b>	<b>43.5%</b>
名古屋市大規模小売店舗立地審議会	12	5	41.7%	12	5	41.7%
経済局指定管理者選定委員会	(委員未就任)			5	3	60.0%
<b>経済局(1)</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>41.7%</b>	<b>17</b>	<b>8</b>	<b>47.1%</b>
伝統的建造物群保存地区保存審議会	10	4	40.0%	10	4	40.0%
名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会	5	2	40.0%	5	2	40.0%
観光文化交流局指定管理者選定委員会	(委員未就任)			(委員未就任)		
<b>観光文化交流局(2)</b>	<b>15</b>	<b>6</b>	<b>40.0%</b>	<b>15</b>	<b>6</b>	<b>40.0%</b>

# 登用率(詳細)

市職員、市会議員及び法人は集計に含めません。

名 称	令和5年4月1日現在			令和4年4月1日現在		
	総計	女性	登用率	総計	女性	登用率
名古屋環境審議会	18	6	33.3%	19	6	31.6%
千種区地域環境審議会	20	9	45.0%	20	9	45.0%
東区地域環境審議会	16	8	50.0%	14	7	50.0%
北区地域環境審議会	18	9	50.0%	18	10	55.6%
西区地域環境審議会	19	8	42.1%	15	8	53.3%
中村区地域環境審議会	19	7	36.8%	17	6	35.3%
中区地域環境審議会	18	6	33.3%	16	6	37.5%
昭和区地域環境審議会	17	8	47.1%	18	8	44.4%
瑞穂区地域環境審議会	17	7	41.2%	16	7	43.8%
熱田区地域環境審議会	17	4	23.5%	16	5	31.3%
中川区地域環境審議会	22	8	36.4%	18	5	27.8%
港区地域環境審議会	18	4	22.2%	18	4	22.2%
南区地域環境審議会	18	5	27.8%	17	5	29.4%
守山区地域環境審議会	19	6	31.6%	17	5	29.4%
緑区地域環境審議会	22	9	40.9%	20	5	25.0%
名東区地域環境審議会	18	10	55.6%	18	8	44.4%
天白区地域環境審議会	19	3	15.8%	19	5	26.3%
環境影響評価審査会	20	8	40.0%	20	8	40.0%
公害健康被害認定審査会	14	2	14.3%	14	3	21.4%
住居の不良堆積物対策審議会	5	1	20.0%	5	1	20.0%
<b>環境局(20)</b>	<b>354</b>	<b>128</b>	<b>36.2%</b>	<b>335</b>	<b>121</b>	<b>36.1%</b>
名古屋社会福祉審議会	29	10	34.5%	29	11	37.9%
名古屋市災害弔慰金等支給審査委員会	6	1	16.7%	6	1	16.7%
名古屋市高齢者施策推進協議会	25	10	40.0%	24	10	41.7%
名古屋市民生委員推薦会	9	4	44.4%	9	4	44.4%
名古屋地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会	16	6	37.5%	17	6	35.3%
名古屋市介護認定審査会	626	203	32.4%	629	204	32.4%
名古屋市福祉有償運送運営協議会	16	3	18.8%	16	3	18.8%
名古屋市障害者施策推進協議会	19	6	31.6%	18	7	38.9%
名古屋市精神保健福祉審議会	20	9	45.0%	20	12	60.0%
名古屋市精神医療審査会	32	11	34.4%	32	10	31.3%
名古屋市障害者差別解消調整委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%
名古屋市透析療法審査委員会	6	0	0.0%	6	0	0.0%
名古屋市障害支援区分認定等審査会	137	46	33.6%	136	44	32.4%
名古屋市国民健康保険運営協議会	19	10	52.6%	19	9	47.4%
名古屋市保健所運営協議会	15	3	20.0%	16	3	18.8%
名古屋市感染症予防協議会	24	4	16.7%	25	4	16.0%
名古屋市感染症診査協議会	30	9	30.0%	30	8	26.7%
名古屋市予防接種健康被害調査委員会	8	2	25.0%	8	1	12.5%
名古屋市衛生研究所等疫学倫理審査委員会	5	2	40.0%	5	1	20.0%
名古屋市指定難病審査会	11	4	36.4%	11	4	36.4%
名古屋市食の安全・安心推進会議	14	7	50.0%	14	7	50.0%
名古屋市人とペットの共生推進協議会	15	6	40.0%	15	6	40.0%
名古屋市健康福祉局指定管理者選定委員会	8	2	25.0%	14	6	42.9%
<b>健康福祉局(23)</b>	<b>1,096</b>	<b>360</b>	<b>32.8%</b>	<b>1,105</b>	<b>363</b>	<b>32.9%</b>

# 登用率(詳細)

市職員、市会議員及び法人は集計に含めません。

名 称	令和5年4月1日現在			令和4年4月1日現在		
	総計	女性	登用率	総計	女性	登用率
なごや子ども・子育て支援協議会	33	13	39.4%	33	14	42.4%
名古屋市子育て支援企業認定審査会	(委員未就任)			8	2	25.0%
名古屋市障害児早期療育指導委員会	14	7	50.0%	14	7	50.0%
名古屋市発達障害者支援体制整備検討委員会	12	5	41.7%	10	4	40.0%
名古屋市中心療育センター等倫理審査委員会	(委員未就任)			(委員未就任)		
名古屋市児童虐待事例検証委員会	(委員未就任)			(委員未就任)		
名古屋市障害児保育指導委員会	8	4	50.0%	8	4	50.0%
名古屋市子どもの権利擁護委員	5	3	60.0%	5	3	60.0%
名古屋しいじめ問題再調査委員会	5	2	40.0%	(廃止)		
子ども青少年局指定管理者選定委員会	(委員未就任)			(委員未就任)		
<b>子ども青少年局(6)</b>	<b>77</b>	<b>34</b>	<b>44.2%</b>	<b>78</b>	<b>34</b>	<b>43.6%</b>
名古屋市都市計画審議会	13	4	30.8%	13	4	30.8%
名古屋市広告・景観審議会	11	5	45.5%	11	5	45.5%
名古屋市交通問題調査会	22	7	31.8%	22	8	36.4%
名古屋市建築紛争調停委員会	10	5	50.0%	10	5	50.0%
名古屋市建築審査会	6	3	50.0%	6	3	50.0%
名古屋市開発審査会	5	3	60.0%	6	3	50.0%
名古屋市土地利用審査会	6	3	50.0%	7	4	57.1%
名古屋市都市計画事業筒井土地区画整理審議会	※	1	0	※	1	0
名古屋市都市計画事業葵土地区画整理審議会	※	1	0	※	1	0
名古屋市都市計画事業大曽根北土地区画整理審議会	※	1	1	※	1	1
名古屋市都市計画事業大高駅前土地区画整理審議会	※	1	0	※	1	0
名古屋市都市計画事業さしまライブ24土地区画整理審議会	※	1	1	※	1	1
名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会	11	5	45.5%	11	4	36.4%
住宅都市局指定管理者選定委員会	(委員未就任)			(委員未就任)		
<b>住宅都市局(8)</b>	<b>84</b>	<b>35</b>	<b>41.7%</b>	<b>86</b>	<b>36</b>	<b>41.9%</b>
名古屋市放置自動車廃物判定委員会	8	3	37.5%	8	3	37.5%
名古屋市自転車等駐車対策協議会	19	5	26.3%	19	6	31.6%
名古屋市緑の審議会	9	3	33.3%	7	3	42.9%
緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会	(委員未就任)			(委員未就任)		
緑政土木局指定管理者選定委員会	(委員未就任)			14	3	21.4%
<b>緑政土木局(3)</b>	<b>36</b>	<b>11</b>	<b>30.6%</b>	<b>48</b>	<b>15</b>	<b>31.3%</b>
名古屋市下水汚泥焼却施設整備等事業者選定審議会	(廃止)			5	0	0.0%
<b>上下水道局(0)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>
名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会	9	4	44.4%	9	4	44.4%
名古屋しいじめ対策検討会議	7	5	71.4%	7	5	71.4%
名古屋市社会教育委員	9	6	66.7%	9	6	66.7%
名古屋市文化財調査委員会	16	6	37.5%	16	6	37.5%
名古屋市図書館協議会	9	4	44.4%	9	5	55.6%
名古屋市博物館協議会	14	5	35.7%	13	5	38.5%
名古屋市美術館協議会	13	6	46.2%	13	6	46.2%
名古屋市科学館協議会	12	5	41.7%	12	5	41.7%
教育委員会事務局指定管理者選定委員会	5	3	60.0%	13	8	61.5%
<b>教育委員会(9)</b>	<b>94</b>	<b>44</b>	<b>46.8%</b>	<b>101</b>	<b>50</b>	<b>49.5%</b>
<b>合計(92)</b>	<b>1,977</b>	<b>701</b>	<b>35.5%</b>	<b>2,008</b>	<b>719</b>	<b>35.8%</b>

※法令の規定により、宅地の所有者等から選挙により選出する委員数を除いたもの

## 政令市における女性委員登用率比較

都市名	対象 審議会数	女性委員 登用率	順位	目標値(目標期限)		調査基準日
札幌市	87	31.0%	17	40%	(R4)	R4.3.31
仙台市	135	35.2%	11	40%	(R5)	R4.3.31
さいたま市	152	34.4%	12	42%	(R5)	R4.3.31
千葉市	103	31.1%	16	38%	(R4)	R4.4.1
横浜市	204	39.5%	5	女性割合40%未満 の附属機関数30機 関	(R7)	R4.4.1
川崎市	262	32.2%	14	40%	(R7)	R4.6.1
相模原市	162	35.3%	10	40%	(R9)	R4.3.31
新潟市	165	42.9%	4	45%	(R7)	R3.7.1
静岡市	131	29.5%	19	40%	(R4)	R4.4.1
浜松市	62	33.1%	13	35%	(R6)	R3.8.1
名古屋市	96	35.8%	9	40~60%	(R7)	R4.4.1
京都市	210	37.1%	7	35%以上の審議 会割合70%	(R8)	R4.3.31
大阪市	103	36.2%	8	40%	(R8)	R4.4.1
堺市	80	43.2%	3	45%	(R8)	R4.4.1
神戸市	179	29.5%	19	40%	(R7)	R4.3.31
岡山市	66	43.5%	2	40%~ 60%	—	R4.4.1
広島市	74	29.9%	18	40%	(R7)	R4.4.1
福岡市	68	39.4%	6	40%	(R7)	R4.8.1
北九州市	80	52.7%	1	50%	(R5)	R4.6.1
熊本市	149	32.1%	15	40%	(R8)	R4.3.31
政令市平均		36.2%				
国	128	43.0%		40~60%	(R7)	R3.9.30
愛知県	67	34.3%		40~60%	(R7)	R4.4.1

※政令指定都市及び県は「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）（都道府県・政令指定都市編）」（内閣府男女共同参画局）より作成

※国は「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」（内閣府男女共同参画局）より作成

※対象とする審議会等の範囲、登用率の算出方法は都市によって若干の違いがある。

## 名古屋市審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、審議会の委員に女性を積極的に登用し、意思決定・政策立案過程への女性の参画を促進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、審議会とは、名古屋市審議会の設置及び運営に関する指針（平成27年4月1日施行）に定める審議会をいう。

## (目標)

第3条 審議会の委員の構成は、男女平等参画基本計画2025に基づき、女性委員の割合を令和7年度までに40%以上60%以下とすることを目標とする。

2 前項の女性委員の割合の算定に当たっては、選挙によって選任される委員及び議会の議員を充てることとしている委員の数を除いて、算定することとする。

## (登用の促進)

第4条 名古屋市事務分掌条例第1条に規定する局及び室並びに会計室、市立大学、上下水道局、交通局、病院局、消防局、区役所、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局の長及び教育長（以下「局長等」という。）は、所管する審議会の委員の選任にあたっては、前条に定める目標を達成するよう積極的に女性の登用に取り組みなければならない。

2 局長等は、所管する審議会の委員の選任にあたっては、あらかじめ女性委員の登用予定をスポーツ市民局長に報告し、前条の目標を達成するために必要な協議を行うものとする。

3 前項の報告は、委員を委嘱又は、任命する日の概ね3か月前までに様式1により行うものとする。

4 スポーツ市民局長は、審議会委員の女性候補者に関する情報を収集し、その整備に努めるものとする。

## (登用状況の報告等)

第5条 局長等は、所管する審議会へ委員を選任した場合は速やかに状況をスポーツ市民局長に報告するものとする。

2 スポーツ市民局長は、審議会の女性委員の登用状況を男女平等参画推進協議会へ報告するものとする。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、スポーツ市民局長が定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

2 名古屋市審議会等委員への女性の登用促進要綱（平成9年1月20日市長決裁）は廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 名古屋市審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱の運用について

名古屋市審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱第6条の規定により、実施に関して必要な事項について、次のとおり定める。

## 1 第3条（目標）について

- (1) 女性委員の割合が30%未満の審議会については、最優先で女性の登用に努める。
- (2) 計画期間（令和7年度まで）の間に40.0%以上60.0%以下となったものについては、女性委員の割合を維持するよう努力する。
- (3) 計画期間中に新たに設置されるものについては、当初から女性委員の割合を40.0%以上60.0%以下とするよう努力する。

## 2 第4条（登用の促進）について

- (1) 審議会を所管する局長等は女性登用の促進の観点から、条例等における委員の選任規定や慣行等による委員の選任方法等について積極的な見直しに努めることとし、その内容は具体的に次のことをいう。

ア 慣行でのあて職について、真に必要とされている職かどうか見直しを行う。

イ 団体に推薦を求める場合について、女性の推薦を優先的に依頼するとともに、要綱等における表現を、例えば「団体の長」を「団体関係者」等へ改正し、女性を選任しやすくする。

ウ 市職員が委員となっている審議会については、法令等によるあて職の場合を除き、その委員枠を廃止又は縮小し、新たに学識経験者等の市民の立場から参画する選任枠を設定し、女性委員の登用に努める。

- (2) 女性委員の割合が30%未満の審議会を所管する各課室長は、名古屋市審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱第4条第2項に定めるスポーツ市民局長への報告前に、登用率が低い理由及び今後の具体的な対応について、男女平等参画推進室長と登用促進に向けた事前協議を行うものとする。

## 3 第5条（登用状況の報告等）について

スポーツ市民局長は、審議会を所管する局長等から報告を受けた登用状況を毎年度公表するものとする。

附 則  
(施行日)

- 1 この運用は、平成 26 年 5 月 26 日から施行する。

附 則  
この運用は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この運用は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この運用は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

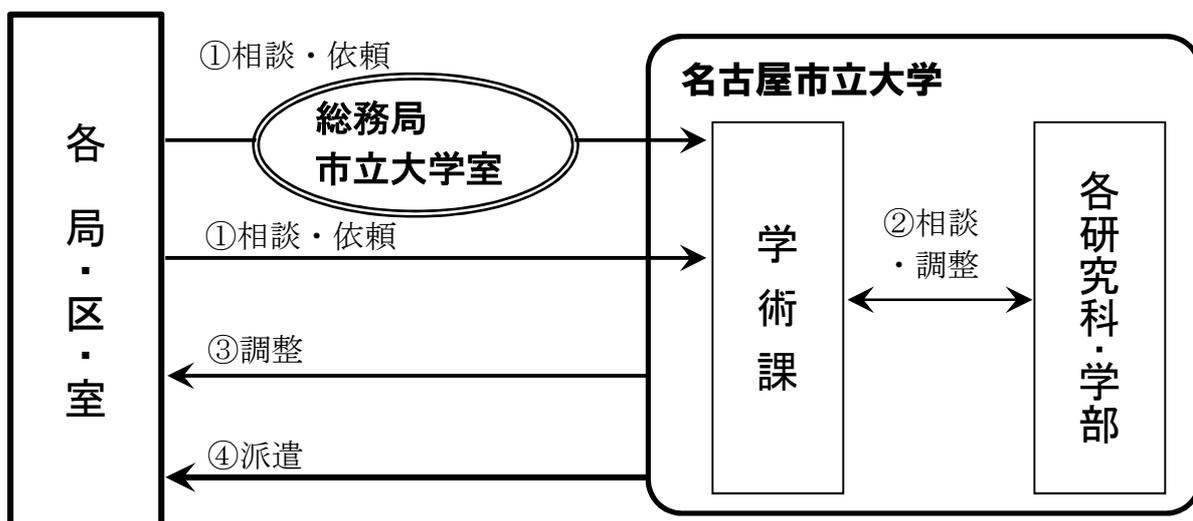
附 則  
この運用は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**名古屋市立大学女性教員の審議会等への派遣について**

名古屋市立大学においては、社会貢献活動の一環として、その研究活動の成果をより一層市政に還元できるように、審議会委員・研修講師の派遣や共同研究等を幅広く受け付けており、本市に対して積極的な活動を推進しているところです。

つきましては、審議会委員等の登用の際にも、積極的に名古屋市立大学の女性教員をご活用くださるようお願いいたします。

**【手続きイメージ】**



**教員プロフィール**

(名古屋市立大学 HP トップ→研究・産学官連携・社会貢献→研究者データベース)

**WEB 版地域連携事例集**

(名古屋市立大学 HP トップ→

研究・産学官連携・社会貢献→地域貢献パンフレット・WEB 版地域連携事例集)

**講演会・審議会等への教員派遣**

(名古屋市立大学 HP トップ→

研究・産学官連携・社会貢献→講演会・審議会等への教員派遣)

**【連絡先】** 総務局市立大学部市立大学室 相澤、白石 (内線：2193)  
 名古屋市立大学教育研究部学術課 853-8308

## 政令市における女性管理職登用率比較（令和4年4月1日時点）

都市名	全 体				一般行政職			
	総数 (人)	内女性 (人)	女性の 割合	順位	総数 (人)	内女性 (人)	女性の 割合	順位
札幌市	1,014	167	16.5%	11	687	77	11.2%	15
仙台市	1,010	171	16.9%	10	594	83	14.0%	11
さいたま市	890	200	22.5%	1	519	59	11.4%	14
千葉市	454	53	11.7%	18	340	33	9.7%	18
横浜市	1,620	306	18.9%	3	1,108	200	18.1%	3
川崎市	1,167	209	17.9%	6	716	112	15.6%	9
相模原市	512	112	21.9%	2	364	61	16.8%	6
新潟市	307	50	16.3%	12	174	39	22.4%	1
静岡市	439	51	11.6%	19	271	22	8.1%	20
浜松市	284	31	10.9%	20	214	22	10.3%	17
名古屋市	1,206	173	14.3%	16	999	96	9.6%	19
京都市	1,162	170	14.6%	15	802	98	12.2%	13
大阪市	1,283	233	18.2%	5	1,048	183	17.5%	4
堺市	591	111	18.8%	4	437	70	16.0%	7
神戸市	986	174	17.6%	7	760	103	13.6%	12
岡山市	403	69	17.1%	9	303	55	18.2%	2
広島市	634	101	15.9%	13	467	67	14.3%	10
福岡市	724	127	17.5%	8	581	101	17.4%	5
北九州市	680	103	15.1%	14	610	97	15.9%	8
熊本市	467	57	12.2%	17	335	37	11.0%	16
計	15,833	2,668	16.9%		11,329	1,615	14.3%	
愛知県	1,541	174	11.3%		899	73	8.1%	

※資料は「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）（都道府県・政令指定都市編）」（内閣府男女共同参画局）より作成

※一般行政職の対象職種は、都市によって若干の違いがある。

※管理職は課長相当職以上であり、課長補佐相当職以下は含まない。

## 「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」の推進状況

## 〈主な事項の実施状況について〉

## 基本方向 1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見

施策の方向	主な事業	令和4年度実績（●：拡充 ◎：新規）	担当局
市民への意識啓発の推進	DV根絶のための意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パープルリボンキャンペーン 2022</li> <li>・東山スカイタワー パープルライトアップ（11月12日～25日）</li> <li>○STOP DV &amp; 児童虐待（コラボ事業）</li> <li>・コラボリボンツリーの設置（4箇所）</li> <li>・コラボバッジの市職員（課長級以上）への着用</li> <li>・コラボポスターの掲示（主な掲示場所：区役所、支所、保健センター、図書館、高校、大学等）</li> <li>○DV防止カードの配布（主な配布先：区役所、支所、保健センター、図書館等）</li> <li>◎子ども青少年局 Twitter で相談窓口など情報発信</li> <li>◎市内プロバスケットボールチーム（名古屋ダイヤモンドドルフィンズ）の公式戦にて啓発グッズの配布</li> </ul>	子ども青少年局 スポーツ市民局
「デートDV」防止教育等の推進	デートDV防止等のための意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女平等ハンドブックを作成・配布（市内中学校1年生20,400部、市内小学校2年生21,000部）</li> <li>○デートDV防止啓発リーフレットを作成・新入生とその保護者全員に配布（市立高校9,410部）</li> <li>○デートDV防止啓発カードを配布（主な配布先：区役所、支所、図書館、市内高校、市内大学等）</li> <li>○デートDV出張講座・出前講座 10回 2,309人</li> </ul>	子ども青少年局 スポーツ市民局 教育委員会
相談を通じた啓発	女性のための総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談を通じて啓発を実施</li> <li>・相談件数 3,573件（DV 954件）</li> </ul>	スポーツ市民局
	男性のための相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談を通じて啓発を実施</li> <li>・電話相談件数 160件（うちDV 13件）</li> <li>・面接相談件数 3件（うちDV 0件）</li> <li>・男性セミナー 1回</li> </ul>	スポーツ市民局
配偶者暴力に関する調査研究	加害者対応の在り方検討	◎加害者プログラムについて、他政令指定都市の検討状況について調査	子ども青少年局 スポーツ市民局

基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実

施策の方向	主な事業	令和4年度実績（●：拡充 ◎：新規）	担当局
配偶者暴力相談支援センターの機能強化	研修の充実	○関係職員に対し、相談員、係長級、管理職等の階層別研修及び新任職員向けの研修を実施	子ども青少年局
	コンサルテーション機能の充実	○外部スーパーバイザーによる女性福祉相談員へのスーパービジョンの実施 ○外国人支援のスーパーバイザーによる女性福祉相談員へのスーパービジョンの実施	子ども青少年局
	配偶者暴力相談支援センター業務	○被害者からの相談件数 延べ546件（うちDV延べ447件） ○保護命令申立て支援 0件 ○関係機関の総合調整 ○支援困難事例に対するコンサルテーション	子ども青少年局
相談支援体制の充実	支援体制の充実	○社会福祉事務所における女性福祉相談件数 延べ12,352件（うちDV延べ9,297件）	子ども青少年局
	SNSを活用した相談体制の充実	○相談件数 延べ22件（うちDV延べ21件）	子ども青少年局
被害者等の安全確保	一時保護所での保護	○愛知県女性相談センターへの一時保護依頼 38件（うちDV25件）	子ども青少年局
	緊急宿泊事業	○緊急宿泊事業を実施 8世帯 10泊	子ども青少年局
	民間シェルターへの支援の充実	○民間シェルターに対する補助 2か所 家賃補助、受け入れ補助、自立支援事業補助に加え、利用前出張相談補助、心理的ケア補助、健康面サポート補助等を実施	子ども青少年局
住まいの確保のための支援	市営住宅を活用した支援	○母子生活支援施設退所者向け市営住宅の募集 ・割当戸数 延べ30戸 ○配偶者からの暴力被害者向け市営住宅のあっせん ・割当戸数 延べ10戸 ○中期滞在支援事業の実施 2世帯 130日	子ども青少年局 住宅都市局

施策の方向	主な事業	令和4年度実績（●：拡充 ◎：新規）	担当局
精神的な支援	親子支援プログラム事業	○親子支援プログラム事業を実施 26回 延べ参加人数 87人	子ども青少年局
	DV被害者のためのサポートグループ事業	○サポートグループ事業を実施 22回 延べ参加人数 58人	子ども青少年局
	DV被害者とその子どものための心理的ケア	○親子カウンセリング事業を実施 利用親子組数 4組	子ども青少年局
被害者の孤立防止のための支援	見守り・同行支援事業	●DV被害者等様々な困難な問題を抱える女性のための見守り・同行支援事業を実施 3世帯 33回	子ども青少年局
子どもの権利擁護	子どもの権利擁護機関との連携	◎女性福祉相談員向け子どもの権利擁護研修	子ども青少年局
子どものこころのケア	DVで避難した子どもへのこころのケア	◎DV被害により住み慣れた家から離れることになった子どものための絵本「ぺぺとはなそう だいじなおはなし」の作成(3,000部)本市ウェブサイト(配偶者暴力相談支援センターのページ内)にデータを掲載するほか、市内児童相談所、愛知県内母子生活支援施設等へ配付	子ども青少年局
児童虐待対応との連携	DV対応と児童虐待対応の連携強化	○児童虐待担当者と女性福祉担当者との合同研修 ○児童虐待担当者向けDV研修 ◎配偶者暴力相談支援センター相談員が児童相談所へ出張してDV被害者の面接相談を実施	子ども青少年局
	児童相談所の体制強化	●児童福祉司7人・児童心理司7人の増員 (総数144人→158人)	子ども青少年局
	区役所・支所における児童虐待等への機能強化	●各区・支所に配置している児童虐待対応支援員の増員 (総数39人→46人)	子ども青少年局
多様な状況にある被害者への支援	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の被害者への理解と配慮	◎性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)をテーマとした研修を開催(職務関係者研修)	子ども青少年局

基本方向3 総合的な支援体制の強化

施策の方向	主な事業	令和4年度実績（●：拡充 ◎：新規）	担当局
総合的な庁内連携の推進	庁内連携の推進	○名古屋市男女平等参画推進協議会を開催（6月6日） ○名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議を開催（2月2日）	子ども青少年局 スポーツ市民局
関係機関・民間団体との連携・協力の推進	DV防止対策関係機関等との連携	○名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議を開催（12月26日）	子ども青少年局 スポーツ市民局
	被害者支援団体との連携・協力	○被害者支援事業の実施における民間団体との連携を図った ○民間団体も参加可能な研修を実施 4回	子ども青少年局
支援者のスキルアップ	支援者への研修	○支援者スキルアップ研修 1回 34人 ○管理職研修及び係長級研修 3回 延べ56人 ○女性福祉相談員対象研修 23回 延べ341人 ○関係機関民間団体等を対象に含む研修を実施・事例検討他 4回 延べ139人（女性福祉相談員等職員含む）	子ども青少年局 スポーツ市民局
支援者のメンタルヘルス	支援者のこころのケア	○メンタルヘルス研修 1回 15人	子ども青少年局
	支援者の安全対策	○安全対策のための研修を実施 ・管理職研修 1回 33人 ・係長級研修 2回 延べ23人	子ども青少年局
二次的被害防止のための関係職員への研修	職務関係者研修	○女性に対する暴力防止研修 1回 58人 ○職務関係者研修 1回 43人	子ども青少年局 スポーツ市民局

## 名古屋市配偶者暴力相談支援センター等における相談状況

### 1 名古屋市配偶者暴力相談支援センター等における相談

#### (1) 内容

配偶者からの暴力被害者の保護のため、被害者等からの相談、自立支援、保護命令の申立てに関する支援や関係機関との総合的な調整を行う。

#### (2) 件数

区分	令和3年度		令和4年度	
	延件数		延件数	
		うちDV		うちDV
電話相談等※	813	607	831	646
面接相談	15	14	7	7
出張相談	1	1	6	6
計	829	622	844	659

※SNS相談（令和3年7月から開始）を含む

### 2 社会福祉事務所における相談

#### (1) 内容

保護を必要とする女性への支援を行うため、各区・支所に配偶者からの暴力に関する相談を含め、「女性の悩みごと相談」として家庭内の問題など女性の悩みごと相談に応じるとともに、必要な指導を行う。

#### (2) 件数

区分	令和3年度		令和4年度	
	延件数		延件数	
		うちDV		うちDV
電話相談等	4,819	3,656	5,019	3,786
面接相談	6,484	4,897	6,819	5,125
出張相談	549	401	514	386
計	11,852	8,954	12,352	9,297

### 3 男女平等参画推進センターにおける相談

#### (1) 内容

女性が直面するさまざまな問題に対し、専門相談員による電話相談・面接相談等を行う。

#### (2) 件数

区分	令和3年度		令和4年度	
	延件数		延件数	
		うちDV		うちDV
電話相談	3,215	510	3,211	674
面接相談等	329	226	362	280
メール相談※	11	1	-	-
計	3,555	737	3,573	954

※メール相談は令和3年3月22日～令和3年6月30日の臨時開設

## 名古屋市男性相談について

## (1) 概要

区 分	内 容
内容	夫婦関係・子育て・仕事・生き方などの男性が抱える悩みについての専門相談。
開始時期	平成22年～
相談日時	<b>【電話相談】</b> ※相談日が祝日・年末年始の場合は実施なし 毎週水曜日 午後 6時～8時 第4日曜日 午前10時～正午
	<b>【面接相談（予約制）】</b> ※相談日が祝日・年末年始の場合は実施なし 第4木曜日 午後 6時～8時
電話番号	050-3537-3644

## (2) 相談件数等（令和4年度）

区 分		令和4年度
電話相談件数		160件
主な相談内容	夫婦	35件（22%）
	仕事	21件（13%）
	人間関係	19件（12%）
	家族	17件（11%）
面接相談件数		3件

## 名古屋市セクシュアル・マイノリティ電話相談について

## (1) 概要

区 分	内 容
内 容	セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に関する悩みや困りごとについての専門電話相談
開 設 日	令和元年12月13日（金）
相 談 日 時	毎月第2金曜日 午後7時から午後9時まで
電 話 番 号	052-321-5061

## (2) 相談件数等（令和4年度）

区 分	内 容
相 談 件 数	26件
主 な 相 談 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性的少数者であることを知られるのが怖い</li> <li>・ 家族へのカミングアウトについての悩み</li> <li>・ 周囲に性的少数者の方がおらず、同性愛の友人が欲しい</li> <li>・ 自分のセクシュアリティへの悩み</li> <li>・ 子どもの性別違和についての悩み</li> </ul>

令和5年5月23日

男女平等参画推進協議会幹事 様

スポーツ市民局市民生活部  
男女平等参画推進室長名古屋市職員のための男女平等参画の視点からの公的広報表現ガイドライン  
について

平素は、男女平等参画施策の推進にご協力頂き、誠にありがとうございます。

本市がさまざまな広報をする際に、男女平等参画の視点から、より望ましい表現を用いることができるように、平成18年度にガイドラインを作成しておりましたが、作成から15年が経過したことから社会情勢等の変化に合わせ令和4年度に改訂を行いました。

イントラネットや市公式ウェブサイトで公開しておりますので、広報を行う際にご活用いただきますようお願いいたします。

## 1 イン트라ネット掲載 URL

<http://www.intra.city.nagoya.jp/somu/danjyo/index.html>

(イントラネットトップページからの行き方は裏面を参照してください。)

## 2 市公式ウェブサイト掲載 URL

<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/page/0000162688.html>



男女平等参画推進室

担当 小川、野村

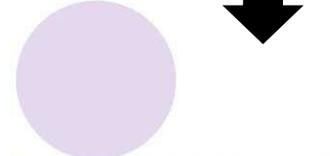
電話 972-2234

FAX 972-4206

[a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp)

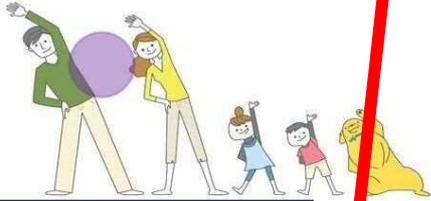
【イントラネットトップページから】

OPDF ファイルでダウンロードできます。  
 ○男女平等イラスト集も改訂しておりますのでご活用ください。  
 ※なお、イラスト集については市公式ウェブサイトでは公表しておりません。



男女平等参画推進室のページ

- 男女平等参画推進なごや条例**
  - 男女平等参画推進なごや条例
  - 男女平等参画推進なごや条例施行規則
- 審議会への女性委員の登用促進**
  - 名古屋市審議会等委員への女性の登用の促進に関する要綱様式1
  - 審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱の運用について
  - 審議会の設置及び運営に関する指針など
- 男女共同参画社会とは？**
  - 男女共同参画社会基本法



- 男女平等参画基本計画2025**
  - 男女平等参画基本計画2025
  - 第9回名古屋男女平等参画基礎調査報告書
- 男女平等参画の視点からの公的広報表現ガイドライン(令和4年度改訂)**
  - 男女平等参画の視点からの公的広報表現ガイドライン
  - 男女平等イラスト集 カラー版、モノクロ版
- 職員の皆さまに向けて**
  - 名古屋市ファミリーシップ制度
  - 性の多様性への理解を深めるための職員ハンドブック
  - 令和4年度女性に対する暴力防止研修資料
  - 「なぜ〜と考える性の多様性ってなんだろう？」

お問合せ先：スポーツ市民局男女平等参画推進室 TEL：972-2234 FAX：972-4206  
 E-mail：a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

(案)

令和 5 年 6 月 日

各局区室長 様

名古屋市男女平等参画推進協議会長

## 市の施設における生理用品の配備について（依頼）

平素より、男女平等参画施策の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会問題として「生理の貧困」が取り上げられたことをきっかけに、令和 3 年度より生理用品の配備にかかる取組みを行ってまいりました。生理にともなう女性特有の身体面や精神面等への負担に目を向け、社会全体で理解を深めていくことは、男女平等参画並びに女性活躍推進の視点からも重要であると認識しております。

生理に関する様々な負担の軽減と、安心・快適な市民サービスの一環として、市民が利用するさまざまな市の施設への生理用品配備につきまして、引き続き取組みを進めていただきますようお願いいたします。

## 記

## 1 主な取組み状況（令和 5 年 4 月現在）

区 分	内 容
区役所・支所	配備済み ＊ 1 か所あたり月間利用枚数約 2 0 0 枚 （令和 4 年度の全区役所・支所平均枚数）
市民利用施設	配備済み 1 0 8 施設 令和 5 年度中に配備予定 2 3 施設 検討中 4 施設 配備なし 8 8 施設
市立学校	配備済み

## 2 (参考) 主な経緯

年 月	事 項
令和3年 3月	・公明党名古屋市議団「コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望」提出
4月	・生理用品の購入が難しい女子学生を対象に防災備蓄用の生理用品を配布
6月	・本会議質問(生理の貧困と生理についての理解促進について)
8月	・区役所トイレへの生理用品試行的配備開始(～翌年1月末)
11月	・学校トイレにおける生理用品配置モデル実施開始
令和4年 2月	・本会議質問(生理の公平)
4月～	・すべての区役所・支所に生理用品を配備
5月～	・すべての市立学校に生理用品を配備
6月	・名古屋市男女平等参画推進協議会を通じ全庁的に依頼

## 3 その他

- (1) 今後も、年度当初における配備状況及び次年度における配備予定等について毎年照会させていただき予定ですので、お手数ですがよろしくお願ひいたします。
- (2) 寄付を受けた生理用品等の提供を受けて配備される施設においては、継続的な配備のための予算措置についてご配慮くださいますようお願いいたします。

スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室  
担当：中林、濱（内線 2234）  
E-mail: a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

○名古屋市男女平等参画推進協議会規程

昭和52年12月10日

達第39号

(設置)

第1条 本市に名古屋市男女平等参画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る施策の総合的な企画に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた、男女平等参画の推進に係る施策の連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 協議会に会長、副会長、委員及び幹事を置く。

- 2 会長はスポーツ市民局主管副市長とし、副会長は他の副市長とする。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員及び幹事は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 別表に掲げる職にある者
  - (2) その他会長が指定する職にある者

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会の会議は、必要のつど会長がこれを招集する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、協議会及び次条に規定する分科会の事務について、委員を補佐する。

(分科会)

第5条 協議会には、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を協議会に報告する。
- 3 分科会は、会長が指名する委員及び幹事をもって構成する。
- 4 分科会に分科会長を置き、会長が指名する。

5 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 分科会の会議は、分科会長がこれを招集し、分科会長は、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第6条 会長又は分科会長は、必要があると認めるときは、協議会又は分科会の会議に、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則 (昭和53年達第5号) 抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則 (昭和55年達第9号) 抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則 (昭和61年達第23号) 抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則 (平成4年達第5号) 抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則 (平成6年達第1号)

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年達第4号) 抄

1 この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年達第7号) 抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則 (平成12年達第55号)

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年達第4号) 抄

1 この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年達第22号) 抄

- 1 この達は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則（平成17年達第5号）抄
- 1 この達は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則（平成18年達第22号）抄
- 1 この達は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則（平成19年達第6号）  
この達は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則（平成20年達第10号）抄
- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則（平成21年達第5号）  
この達は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則（平成22年達第7号）抄
- 1 この達は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則（平成24年達第7号）抄
- 1 この達は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則（平成26年達第7号）抄
- 1 この達は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則（平成27年達第5号）抄
- 1 この達は、平成27年4月1日から施行する。  
附 則（平成28年達第6号）抄
- 1 この達は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則（平成30年達第9号）抄
- 1 この達は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則（平成31年達第9号）抄
- 1 この達は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則（令和2年達第5号）抄
- 1 この達は、令和2年4月1日から施行する。  
附 則（令和3年達第28号）抄
- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則（令和5年達第23号）抄
- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

委員	会計室長
〃	防災危機管理局長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	財政局長
〃	スポーツ市民局長
〃	経済局長
〃	観光文化交流局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	消防局長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長
〃	教育長
〃	市会事務局長
〃	総務局企画調整監
〃	中村区長
〃	中区長
幹事	会計室出納課長
〃	防災危機管理局総務課長
〃	市長室秘書課長
〃	総務局総務課長
〃	総務局企画部企画課長
〃	財政局総務課長

〃	スポーツ市民局総務課長
〃	スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）
〃	経済局産業労働部産業企画課長
〃	観光文化交流局総務課長
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局企画経理課長
〃	住宅都市局主幹（企画調整）
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	上下水道局企画経理部経営企画課長
〃	交通局営業本部企画財務部主幹（企画調整・外郭団体）
〃	消防局総務部総務課長
〃	選挙管理委員会事務局次長
〃	監査事務局監査管理課長
〃	人事委員会事務局審査課長
〃	教育委員会事務局総務部人権教育室長
〃	市会事務局総務課長
〃	中村区区政部企画経理室長
〃	中区区政部企画経理室長